

平成30年12月定例会の報告

12月定例会が12月3日から21日まで開かれ、高山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてのほか報告案件、条例案件、事件案件、予算案件、人事案件など56議案を審議しました。高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを否決し、残る55議案は原案のとおり可決、同意、承認しました。また、議員提出の2議案もあわせて可決しました。

12月3日 本会議（初日）

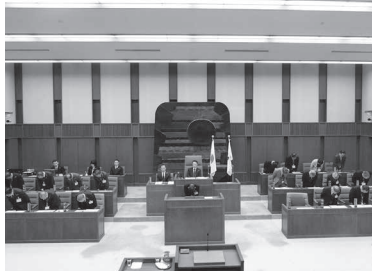
報第11号の報告後、条例案件、事件案件、予算案件について議案の説明の後、各委員会に付託しました。

12月11・12・13日 本会議（一般質問）

一般質問を行いました。（P8～13参照）

11日の本会議冒頭に、市長より身寄りのない方が死亡した際の慰留金を着服した業務上横領容疑で市職員が逮捕されたことを受けて、市民の信頼を著しく損

なつたことに対し、市民・議会に対し陳謝しました。



執行部による陳謝

13日の一般質問終了後に、市長等の特別職の期末手当を増額する議第145号高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例については、市職員の不祥事を受け、市長より議案の撤回が提出され、承認しました。

また、職員の不祥事を受け、市長・副市長の給料を3か月間・10分の1減額する議第147号高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてが追加上程され、提案説明の後、総務環境委員会に付託しました。

12月17日 総務環境委員会

◆議第144号
高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正
◆議第146号
高山市職員の給与に関する条例の一部改正

●人事院勧告に基づき、議員の期末手当・職員の給与を改正するもの
●**今回の人事院勧告の内容は**。
●**答**官民格差として、月額給料で655円、ボ

ーナスで0.06か月の格差があったため、月額給料の引き上げと勤労手当0.05か月の引上げなどを行うこととなった。

●**問**人事院で調査対象とする民間企業と、市内の民間企業の平均賃金には差がある。市内の民間企業の賃金をどう上昇させるのか。
●**答**これまで市で取り組んでいる、地域で回るお金の流れをよくすること、外貨を稼ぐこと、地場産品の活用といった様々な経済対策の結果として企業の利益が上昇し、民間の従業員の給与も上昇すると考えている。

●**議員間討議**
●**論点1**
不祥事に対する市民感情をどうくみ取って議員の期末手当の増額に対応するか

●**意見**
●市民は、行政も議会も一体だと見ている。議員の期末手当の増額には賛成できない。

●議会からはこれまでの不祥事に対して、公務員倫理のあり方や綱紀粛正について決議を出しているにも関わらず今回の不祥事が起きており、議会も決議を出すだけではなく、何らかの責を負うべきである。

●特別職の議案は撤回された。議会も同様の取り扱いをすべきではないか。

●**論点2**
官民格差の問題

●**意見**
●格差はある程度はやむを得ない。市内でお金が循環する仕組みを考える必要がある。

●地域資源の域内調達率を上昇させる制度設計が必要であり、あらゆる産業において域内調達率を上げ、その上で地域所得を上げる、そうやって循環を生み出すしか今のところ方法はないのではないか。
●**議第147号**
高山市特別職職員の給与に関する条例の一

部改正

●今回の不祥事を受け、市長及び副市長の責任を明確にするため、給料の10%を3か月間減額する条例改正

●**論点1**
減額内容の根拠

●**答**高山市における過去の不祥事への対応や、他市における横領着服事例への対応を参考とした。

●**論点2**
市民の信頼回復への取り組み

●**答**市民のために何ができるのか、どんな役割を果たさなければならぬのか、どんな責任を背負っているのか等、職員としての職務や立場を職員全員で顧みて職務に取り組む。



中田総務環境委員長長の報告